

令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託仕様書（案）

I 事業名

令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託

II 業務目的

本業務は、今後市場拡大が期待される宇宙ビジネスについて、研究会や人材育成セミナーの開催、ビジネスマッチング、宇宙機器や衛星データ利活用に関する研究開発及び衛星データ利活用実証への支援等を行うとともに、県内企業の宇宙ビジネス参入に向けた課題・ニーズ調査や参入戦略の策定といった、参入段階に応じた支援を行い、県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入等を促進することを目的とする。

III 業務内容

1 県宇宙ビジネス創出推進研究会の運営

鹿児島県が設置する県宇宙ビジネス創出推進研究会（以下、「研究会」という。）に関し、設置目的を踏まえ、以下により研究会の運営を行うこと。

(1) 開催回数及び開催方法等

ア 年2回程度開催

※ 開催時期は問わないが、おおむね上期1回、下期1回開催

イ 2～3時間程度／回

ウ 現地開催及びオンライン配信のハイブリッド開催

(2) 業務内容

ア 開催内容の企画・提案

イ 周知チラシの作成・広報

※ チラシは電子データでの納品を原則とする。

ウ オンライン配信対応

エ 講師（2人以上／回）及び会場等の手配、資料調整、支払い関係

オ 会議の進行

カ アンケートの実施及び開催結果の取りまとめ（議事録作成や今後の検討事項の整理等）

キ 会員の加入促進に向けた取組

ク 会員間のビジネス交流会の開催（研究会終了後に会費制で開催予定）

ケ 各種情報収集

2 人材育成に資する取組の実施

(1) リモートセンシング（衛星データ利活用）研修の実施

ア 到達目標

- ・ リモートセンシングの基礎知識を理解すること
- ・ 光学衛星・SAR衛星の観測原理や利用事例を理解すること
- ・ 衛星データの解析環境整備を行えること（衛星データの検索、入手等を含む）
- ・ 簡単な解析手法（True color, False Color, NDVI, NDWI等）を理解し、異なる時期や衛星の画像を活用して相互比較が行えること
- ・ 自ら設定した課題に対し、衛星データを活用した画像解析から課題解決を行う技術を身に付けること

イ 開催方法等

(ア) 参加者 20 人程度

(イ) 対面開催

※ 災害や感染症の流行等により、対面開催が行えず日程変更も困難な場合は、県と協議の上、オンラインでの開催を認める。ただし、オンライン開催を行う場合は、対面開催時と遜色ない講義内容及び理解度となるよう工夫を行うこと。

(ウ) 受講者が「Ⅲ 2 (1) ア 到達目標」を達成できるような、講義時間を確保すること。

ウ 業務内容

(ア) 開催内容の企画・提案

(イ) 周知チラシの作成・広報

※ チラシは電子データでの納品を原則とする。

(ウ) 講師及び会場等の手配消耗品の準備及びこれらの支払い関係

(エ) 受講者の理解度確認及び到達目標の達成度評価取りまとめ

(オ) アンケートの実施及び開催結果の取りまとめ

エ その他

(ア) eラーニングによる事前学習やアーカイブ配信等による受講者の理解促進は可能とする。

(イ) 研修を通して、衛星データ利活用に関する機運醸成を行うこと。

(ウ) 参入意欲の高い受講者については、「Ⅲ 5 宇宙ビジネスコーディネート業務」において、継続的な支援を行うこと。

(2) 学生向けの宇宙ビジネス講義の実施に係る支援

県が指定する高等学校・大学等における宇宙ビジネス講義，ワークショップ，宇宙教育に係る取組等の実施を支援する。

ア 業務内容

(ア) 必要経費の支払い（想定）

- ・ 講師旅費（九州圏 2 名 × 4 回，関東圏 2 名 × 1 回程度を想定。）
- ・ 講師謝金
- ・ 教材費

3 ビジネスマッチングの支援

県内企業の取引拡大を図るため，国内で開催される展示会等に研究会として出展するとともに，県内企業のビジネスマッチングを支援する。

(1) 国内で開催される展示会への出展支援

ア 出展支援を行う展示会（想定）

- ・ 九州宇宙ビジネスキャラバン（開催地：鹿児島県鹿児島市）
- ・ 日本橋スペースウィーク（開催地：東京都中央区）

イ 業務内容

(ア) 実施内容の企画提案・広報・参加企業の掘り起こし

(イ) 主催者との調整，出展料の支払い

(ウ) 参加企業への旅費支払い（日本橋スペースウィークのみ）

※ 3 社 × 2 人程度・7 万円／人を想定

(エ) 支援結果の取りまとめ（概要作成や今後の検討事項の整理等）

(オ) 県外企業と県内企業のビジネスマッチングに係る支援

(2) 国内で開催される展示会への見学支援

ア 見学支援を行う展示会（想定）

- ・ SPEXA（開催地：東京都江東区）

イ 業務内容

(ア) 実施内容の企画提案・広報・参加企業の掘り起こし

(イ) 参加企業への旅費支払い

※ 3社×2人程度・7万円／人を想定

(ウ) 支援結果の取りまとめ（概要作成や今後の検討事項の整理等）

(エ) 県外企業と県内企業のビジネスマッチングに係る支援

4 「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び「宇宙ビジネス研究開発支援事業」の補助事業者の外部審査員の選定・謝金の支払い

地域課題解決に資するとともにビジネスとして展開可能なモデルの構築を目指す「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び宇宙機器の試験研究・試作等を支援する「宇宙ビジネス研究開発支援事業」に係る外部審査員（2人）を選定し、謝金を支払う。

※ 審査方法は、原則書面審査とするが、必要に応じて外部審査員とオンラインでの意見交換の場を設けること。

5 宇宙ビジネスコーディネート業務

研究会等により顕在化した、宇宙ビジネスの種を事業化に繋げるため、専門家による伴走支援を行う。

(1) 県内企業・発注者の課題・ニーズ調査

宇宙ビジネス実態調査（令和6年度実施）を通じてリスト化した県内外企業へのヒアリングを行い、今後の宇宙ビジネスへの取組方針や参入に向けた課題・ニーズ等を顕在化する。

(2) 参入段階に応じた支援

ア 宇宙ビジネスに関心を有し、接点を求めている段階

(ア) 県内企業が保有するリソース等の把握

(イ) 参入に向けて検討すべき事項等に関するアドバイス

イ 参入意欲を有し、参入分野を検討している段階

(ア) 参入可能性のある分野・製品の特定、販売戦略策定支援

(イ) 企業・大学と共同研究開発・実証を行うための座組構築支援

ウ 参入実績を有し、取引拡大や本格参入を検討している段階

(ア) 宇宙関連企業等の取引先の紹介

(イ) 販路拡大支援

(3) 業務報告書の提出

毎月の実施結果を翌月15日（閉庁日の場合は翌開庁日、3月分については3月31日）までに提出する（メール可）とともに、必要に応じて、県とミーティング（オンライン可）を行うこと。

(4) その他

ア 周知チラシを作成し、県内企業への広報に努めること。

※ チラシは電子データでの納品を原則とする。

イ 宇宙ビジネス実態調査によりリスト化した企業の他、研究会やリモートセンシング研修等を通し、支援企業の掘り起こしを行うこと。

ウ 技術的な課題や資金的な課題等，コンサルティング支援で解決が困難な課題が発生した際は，関係機関と連携した上で，課題の解決に努めること。

IV 履行期限

令和8年3月31日（火）

V 業務の報告等

受託者は，本業務の実施状況等を明らかにするため，以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

- 1 委託業務が終了したときは，遅滞なく，委託業務終了届（様式1）を提出すること。
- 2 委託業務終了届の提出に当たっては，実績報告書（様式2）のほか，本業務の実績を確認できる書類を提出すること。

VI 協議打合せ

事業着手時及び実施中においては協議・打合せを行い，協議事項について記録し，相互に確認する。各業務を円滑に実施するため，綿密な連絡をとり，適宜，協議打合せを行う。

VII 受託者の義務

- 1 受託者は，本業務の履行にあたり，業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で，本仕様書及び関係法令，規定等を遵守し，最高の知識，知見を発揮して業務を遂行しなければならない。
- 2 本仕様書は，本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり，これらに記載されていない事項であっても，必要と認められるものについては，受託者が責任をもって充足しなければならない。

VIII 秘密の保持

- 1 本事業を実施するに当たって，業務上知り得た情報は，開示，漏えい，又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- 2 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は，それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は，履行期間の終了後においても同様とする。

IX 検査

- 1 受託者は，成果品の引渡にあつては期限を遵守し，かつ本県の検査を受けなければならない。
- 2 なお，検査において指示された場合は，直ちに訂正しなければならない。
- 3 成果品の引渡し後において，受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は，受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

X その他

- 1 本仕様書に記載のない事項については，委託者と受託者の協議により決定する。
- 2 企画提案された計画に基づき事業を実施していくが，詳細な業務の実施計画や計画変更については，県と調整の上，実施すること。

3 災害や感染症の流行等により、県が指示した場合は、事業の停止又は事業内容の見直しをすること。

4 WEBサイトの運営

専用WEBサイトを運営しようとする場合は、事前に県と相談すること。また、事業終了後にWEBサイトを閉鎖する場合は、旧ドメイン運用停止後、第三者に不正に取得されないよう、旧ドメインを一定期間（一年以上）保持し、後継となるサイトへ転送を行うなど、旧ドメインが検索サイトの上位に表示される機会をできるだけなくすこと。

XI 著作権等

1 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、すべて県に帰属するものとする。

2 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

3 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

XII 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。

番 号
令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

委託業務終了届

年 月 日付締結の委託契約に基づく委託業務を下記のとおり終了しましたので、業務委託契約書第 条第 項の規定により提出します。

記

- 1 委託業務名 令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履行期限 年 月 日
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
・令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託実績報告書(様式4)

**令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業
業務委託実績報告書**

1 実施した事業の概要

- (1) 「鹿児島県宇宙ビジネス創出推進研究会」の運営

項目	日時	内容

- (2) 人材育成に資する取組の実施
研修会等の開催実績

項目	日時	内容

- (3) ビジネスマッチングの実施
ビジネスマッチングに資する取組実績

項目	日時	内容

- (4) 「地域課題解決型衛星データ利活用実証事業」及び「宇宙ビジネス研究開発支援事業」の採択に係る審査会の運営

項目	日時	内容

- (5) 宇宙ビジネスコーディネート業務

項目	日時	内容

鹿児島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職・氏名

精算払請求書

年 月 日付締結の委託契約に基づく委託業務について、契約書第 条第 項の規定に基づき、業務委託料の精算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 委託業務名 令和7年度鹿児島県宇宙ビジネス創出推進事業業務委託
- 2 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
- 3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義